

令和8年度狛江市主任昇任試験実施要項

令和8年度狛江市主任昇任試験を次のように実施する。

1 試験の目的

本試験は、意欲と能力のある職員を主任（行政職給料表（1）における2級の主任）に昇任させるための試験として、受験希望職員に対して実施する。

2 受験資格

令和9年3月31日現在、行政職給料表（1）1級に属する職員で、在職6年以上かつ年齢28歳以上61歳以下のもの

※在職年数には、採用前の職歴を年数を加えることができる。

3 受験できない職員

分限休職又は懲戒停職を命じられていて、試験日前日までに復職できない職員及び試験日前日時点で条件付採用期間中の職員は、受験することができない。また、希望降任をした職員は、再昇任を希望する場合、狛江市職員の希望降任制度実施要綱第7条第1項及び第2項の規定により別途対応するため、受験することができない。

4 試験の方法

第一次試験：筆記試験、論文試験、人事評価及び勤務評価

第二次試験：面接試験（第一次試験合格者のみ）

5 試験日程

第一次試験：令和8年12月6日（日）午前9時から午前11時50分まで

第二次試験：令和9年1月24日（日）時間未定

※試験日当日に業務対応があり、受験が困難な場合は、職員課人事研修係までご相談ください。

6 合否の決定

第一次試験の合格者に対し、第二次試験を実施し、第一次試験及び第二次試験の結果を総合的に判定し、合否を決定する。

なお、最終結果は、受験者本人に文書で通知する。

7 合格者の取扱い

本試験の合格者は、令和9年4月1日に行政職給料表（1）における2級の主任として昇任する。

8 その他

（1）本試験を受験する際の超過勤務手当、休日給及び試験会場まで交通機関を利用した場合の運賃は支給しない。

（2）試験合格後、主任に昇任されるまでの間に主任としてふさわしくないと認められる行為等があった場合は、合格を取り消すことがある。

（3）試験の結果については、受験者本人の請求により、当該受験者の結果に限り開示する。

（4）本試験を受験する際に、上司の承認、報告等は必要としない。また、受験に関し秘密に属する事項（受験者名等）は公表しない。

令和8年度狛江市技能・労務系職員の主任昇任試験実施要項

令和8年度狛江市技能・労務系職員の主任昇任試験を次のように実施する。

1 試験の目的

本試験は、意欲と能力のある職員を主任（行政職給料表（2）における2級の主任）に昇任させるための試験として、受験希望職員に対して実施する。

2 受験資格

令和9年3月31日現在、行政職給料表（2）1級に属する職員で、在職10年以上かつ年齢35歳以上61歳以下のもの

3 受験できない職員

分限休職又は懲戒停職を命じられている職員で、試験日前日までに復職できない場合は、受験することができない。また、希望降任をした職員は、再昇任を希望する場合、狛江市職員の希望降任制度実施要綱第7条第1項及び第2項の規定により別途対応するため、受験することができない。

4 試験の方法

論文試験、人事評価及び勤務評価

5 試験日程

令和8年12月6日（日）午前10時20分から午前11時50分まで

※試験日当日に業務対応があり、受験が困難な場合は、職員課人事研修係までご相談ください。

6 合否の決定

論文試験の結果と勤務評価を総合的に判定し、合否を決定する。なお、試験結果は、受験者本人に文書で通知する。

7 合格者の取扱い

本試験の合格者は、令和9年4月1日に行政職給料表（2）における2級の主任として昇任する。

8 その他

- （1）本試験を受験する際の超過勤務手当、休日給及び試験会場まで交通機関を利用した場合の運賃は支給しない。
- （2）試験合格後、主任に昇任されるまでの間に主任としてふさわしくないと認められる行為等があった場合は、合格を取り消すことがある。
- （3）試験の結果については、受験者本人の請求により、当該受験者の結果に限り開示する。
- （4）本試験を受験する際に、上司の承認、報告等は必要としない。また、受験に関し秘密に属する事項（受験者名等）は公表しない。

令和8年度狛江市技能・労務系職員の主査昇任試験実施要項

令和8年度狛江市技能・労務系職員の主査昇任試験を次のように実施する。

1 試験の目的

本試験は、意欲と能力のある職員を主査（行政職給料表（2）における3級の主査）に昇任させるための試験として、受験希望職員に対して実施する。

2 受験資格

令和9年3月31日現在、行政職給料表（2）2級に属する職員で、主任経験2年以上かつ年齢45歳以上61歳以下のもの

3 受験できない職員

分限休職又は懲戒停職を命じられている職員で、試験日前日までに復職できない場合は、受験することができない。また、希望降任をした職員は、再昇任を希望する場合、狛江市職員の希望降任制度実施要綱第7条第1項及び第2項の規定により別途対応するため、受験することができない。

4 試験の方法

第一次試験：論文試験、人事評価及び勤務評価

第二次試験：面接試験（第一次試験合格者のみ）

5 試験日程

第一次試験：令和8年12月6日（日）午前10時20分から午前11時50分まで

第二次試験：令和9年1月24日（日）時間未定

※試験日当日に業務対応があり、受験が困難な場合は、職員課人事研修係までご相談ください。

6 合否の決定

第一次試験の合格者に対し第二次試験を実施し、第一次試験及び第二次試験の結果を総合的に判定し、合否を決定する。

なお、最終結果は、受験者本人に文書で通知する。

7 合格者の取扱い

本試験の合格者は、令和9年4月1日に行政職給料表（2）における3級の主査として昇任する。

8 その他

（1）本試験を受験する際の超過勤務手当、休日給及び試験会場まで交通機関を利用した場合の運賃は支給しない。

（2）試験合格後、主査に昇任されるまでの間に主査としてふさわしくないと認められる行為等があった場合は、合格を取り消すことがある。

（3）試験の結果については、受験者本人の請求により、当該受験者の結果に限り開示する。

（4）本試験を受験する際に、上司の承認、報告等は必要としない。また、受験に関し秘密に属する事項（受験者名等）は公表しない。

令和8年度狛江市技能・労務系職員の統括主査昇任試験実施要項

令和8年度狛江市技能・労務系職員の統括主査昇任試験を次のように実施する。

1 試験の目的

本試験は、意欲と能力のある職員を統括主査（行政職給料表（2）における4級の統括主査）に昇任させるための試験として、受験希望職員に対して実施する。

2 受験資格

令和9年3月31日現在、行政職給料表（2）3級に属する職員で、主査職在職2年以上かつ年齢50歳以上61歳以下のもの

3 受験できない職員

分限休職又は懲戒停職を命じられていて、試験日前日までに復職できない職員及び試験日前日時点で条件付採用期間中の職員は、受験することができない。また、希望降任をした職員は、再昇任を希望する場合、狛江市職員の希望降任制度実施要綱第7条第1項及び第2項の規定により別途対応するため、受験することができない。

4 試験の方法

第一次試験：論文試験、勤務評価

第二次試験：面接試験（第一次試験合格者のみ）

5 試験日程

第一次試験：令和8年12月6日（日）午前10時20分から午前11時50分まで

第二次試験：令和9年1月24日（日）時間未定

※試験日当日に業務対応があり、受験が困難な場合は、職員課人事研修係までご相談ください。

6 合否の決定

第一次試験の合格者に対し第二次試験を実施し、第一次試験及び第二次試験の結果を総合的に判定し、合否を決定する。

なお、最終結果は、受験者本人に文書で通知する。

7 合格者の取扱い

本試験の合格者は、令和9年4月1日に行政職給料表（2）における4級の統括主査として昇任する。

8 その他

（1）本試験を受験する際の、超過勤務手当、休日給及び試験会場まで交通機関を利用した場合の運賃は支給しない。

（2）試験合格後、統括主査に昇任されるまでの間に統括主査としてふさわしくないと認められる行為等があった場合は、合格を取り消すことがある。

（3）試験の結果については、受験者本人の請求により、当該受験者の結果に限り開示する。

（4）本試験を受験する際に、上司の承認、報告等は必要としない。また、受験に関し秘密に属する事項（受験者名等）は公表しない。